

## 東京電力パワーグリッド地上機器へのデザイン描画業務委託仕様書

### 1 目的

川崎が自らの可能性を広げることができるまちであると認識され、国内外からアーティストが集い、市内の建物や道路上の構造物等に、景観を損なわない範囲でミューラルアートを施すことにより、まちにアートが溢れ、誰もが気軽に若者文化のアートに触れることができることを目指しています。

市制100周年という歴史的な節目を迎え、次の100年に向けた川崎の成長の機会とすることを目的として、川崎駅周辺などにある東京電力地上機器に、若者文化に関連するテーマのミューラルアートのデザイン描画を施す。

### 2 委託内容

東京電力パワーグリッド地上機器へのデザイン描画

### 3 履行場所〔ラッピング箇所〕

市民文化局市民文化振興室指定場所（市内）

### 4 ラッピングの施工材料

別紙2「ラッピング施工材料」のとおり

### 5 ラッピングの施工工程

別紙3「地上機器デザイン描画施工工程」のとおり

ただし、本契約で行う業務は「7 広告板ヘラッピングデザインを描画」のみとする。

### 6 アーティスト

アートディレクターを配置し統一感やストーリー性を考慮し、ミューラルアートなどの創作活動の実績があるアーティスト6人以上でデザインを創作すること（アートディレクターが、アーティスト6人以上の中を含むことを可とする）。なお、川崎市内在住アーティスト及び障害のあるアーティストが1人以上含まれていること（川崎市内在住アーティストが、障害のあるアーティストの中を含むことを可とする）。

### 7 デザイン描画

市が別途契約している東電タウンプランニング株式会社から市民文化振興室の指定場所に搬入された広告板にデザインを描画すること。

なお、デザインにあたっては「川崎市都市景観条例」をはじめ、川崎市の各種計画やガイドライン等に十分留意するとともに、川崎100年の歴史や若者文化などに関連するテーマとし、地上機器ごとにデザイン変更を行い、市民文化局市民文化振興室とアートディレクターが協議の上、決定すること。

### 8 ワークショップなどの実施

市民への公開作成及び市民参加型のワークショップを各1回は開催すること。

## 9 メイキング映像

デザイン案の作成から広告版へのデザイン描画、市民への公開作成や市民参加型のワークショップの状況などをアーティスト中心に撮影・編集を行い納品すること。

なお、納品された映像については、市が必要と認めたときは、その利用形態に応じ、サイズ、色調等を変更し、又は一部切除し、第三者に貸与・配布等を行うことを予め承諾するものとする。

## 10 履行期限

契約締結日から令和6年12月31日（火）まで

## 11 その他

- (1) 「東京電力パワーグリッド地上機器への若者文化ラッピングの実施に関する覚書」に基づくこと。
- (2) 本委託業務に定めのない事項または疑義が生じた場合は、市民文化局市民文化振興室と協議の上、誠意をもって対応すること。



・表示取付仕様

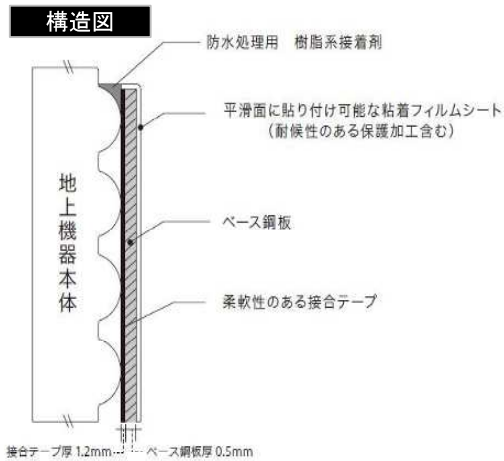
【構造-1-①:フラット板タイプ】 長期掲出タイプ「ガルバリウム鋼板」(1～5年)

概要

地上機器本体に下地材を取り付けフラットにした表示面に、デザインを施したフィルム(粘着フィルムシート)を貼付けます。

特徴

・機器面の凹凸をフラットにした上で表示を行うので、詳細な地図や絵柄を凹凸なくきれいに見せることができます。



シート仕様例	素材
表示面	地上機器用メディアシート 3M
下地フィルム	地上機器用メディアシート 3M
下地材	ガルバリウム鋼板 0.5t
接合テープ	アクリルフォーム構造用接合テープ
防水処理	弾力性エポキシ樹脂系接着剤

・表示物の撤去および原状復帰

- ・掲出期間が満了となった際には、速やかに本表示物の撤去を東電タウンプランニング(株)が行います。
- ・撤去および原状復帰にかかわる費用は、発注者様のご負担となります。

・その他

◆掲出期間中の管理について

【破損等の対応】

- ①表示内容の変更等による修補・取替の費用は、発注者様のご負担となります。
- ②自然災害・いたづら等により著しく破損した表示物の補修・取替え費用は、発注者様のご負担となります。
- ③第三者起因により表示物の破損等の損害が発生した場合は発注者様が、同様に機器本体の損傷が発生した場合は東京電力パワーグリッド(株)がそれぞれの責任と負担においてその損害を原因者に請求することとします。

地上機器ラッピング施工工程

- 1 本体サイズの採寸  
現地にて地上機器のサイズを正確に採寸
- 2 テンプレート作成  
機器別に面板製作用テンプレートを作成
- 3 サンプル作成及び現地確認  
テンプレートをもとに仮面板を作成し、現地機器にて照合確認
- 4 広告板の作成、切断  
照合確認した仮面板を基に、面板素材の切断作業
- 5 広告板全体の最終処理  
テープの切り残しや、テンプレートどおりに正しく切り抜かれているか最終確認
- 6 広告板を指定場所へ搬入  
製作した面板を市民文化振興室の指定場所へ搬入
- 7 広告板へラッピングデザインを描画  
搬入された面板にデザイン描画
- 8 本体下地処理  
地上機器の再塗装
- 9 広告板を指定場所から搬出  
市民文化振興室の指定場所からデザイン描画された面板の搬出
- 10 広告板の貼り付け  
地上機器へ、面板の貼り付け
- 11 全体の清掃・確認  
地上機器の各可動部が正常に稼働するか確認及び清掃

## 東京電力パワーグリッド地上機器への若者文化ラッピングの実施に関する覚書

川崎市（以下「甲」という。）と東京電力パワーグリッド株式会社川崎支社（以下「乙」という。）は、乙所有の地上機器（以下「機器」という。）へのラッピングの実施に関し、以下の通り覚書を締結する。

### （ラッピングの対象機器）

第1条 ラッピングは川崎区内の機器を対象とし、甲がラッピングを希望する機器のうち、乙が電力供給上の支障が無いと判断した場合、乙は当該機器についてラッピングの対象機器として承諾するものとする。

### （ラッピング計画の通知）

第2条 甲は、ラッピングの追加施工を計画する際は、原則として施工する3か月前までに乙に通知するものとする。

### （ラッピング計画の承諾）

第3条 前条に基づき通知された計画について、乙は当該機器のラッピングの可否について検討を行い、速やかに承諾を通知するものとする。

### （ラッピングの施工）

第4条 機器へのラッピングの施工については、機器の維持管理の必要性から、乙のグループ企業（東電タウンプランニング株式会社）で実施するものとする。

### （費用負担）

第5条 機器へのラッピング施工に関わる費用は甲が全額負担する。

### （ラッピングの管理と機器の保守）

第6条 ラッピングは甲が管理する。なお、乙は乙の機器巡視点検等においてラッピングの破損や落書き等を発見した場合は、甲へ連絡するものとする。

2 ラッピングの再貼り付けや補修等の費用は甲が全額負担する。

3 ラッピング施工された機器について、修理・取替・撤去・移設等が必要と乙が判断した場合は、乙は甲に事前の通知をするものとし、ラッピングの再貼り付け等が必要となった場合の費用は甲の全額負担とする。但し、乙の責めに帰すべき事由により、ラッピングの再貼り付け等が必要となった場合は、この限りでない。

4 機器の破損など、緊急の工事が必要と乙が判断した場合において、やむを得ずラッピングを剥がしたり、破損することがあっても、乙は甲に事前に通知すること無く、工事を実施できるものとし、事後に甲に報告するものとする。この際、ラッピングの再貼り付け等の費用が発生した場合は、前項の規定を準用する。

### （第三者起因による損害賠償請求）

第7条 第三者起因により機器の破損やラッピングの破損等の損害が発生した場合は、機器の損傷によ

る損害は乙が、ラッピングの損傷による損害は甲が、それぞれの責任において、その被害の復旧に関わる費用を原因者に請求するものとする。

(有効期間)

第8条 本覚書の有効期間は、本覚書締結日から甲の都合により既存のラッピングを撤去するまでとし、甲の費用負担により当該機器を原状回復するものとする。

(その他)

第9条 本覚書の定めのない事項、また、疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議するものとする。

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名捺印のうえ、各1通を保有する。

令和5年10月1日

甲 川崎市  
川崎市長 福田紀彦

乙 川崎市幸区柳町26  
東京電力パワーグリッド株式会社  
川崎支社長 河原章夫